

広島市立大学地域共創センター規程

令和6年3月26日

規 程 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、地域共創センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、地域連携と研究推進を中心とした産学官連携を強化し、地域共創に資する取組を推進することを目的とする。

(分掌事務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 地域連携推進施策の企画及び運営に関すること。
- (2) 地域連携推進に係る業務上の連絡調整に関すること。
- (3) 公開講座・リカレント教育に関すること。
- (4) 研究の推進に関すること。
- (5) 産学官連携推進施策の企画及び運営に関すること。
- (6) 産学官連携推進に係る業務上の連絡調整に関すること。
- (7) 知的財産活動に係る企画及び運営に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 地域共創センター長
 - (2) 地域共創センター副センター長
 - (3) 地域共創センター次長
 - (4) 専任教員
 - (5) 産学連携コーディネーター
 - (6) 地域連携コーディネーター
 - (7) 事務職員その他必要な職員
- 2 前項に定めるもののほか、センターに兼任教員を置くことができる。
- 3 兼任教員は、学長が指名し、理事長が任命する。

(センター長)

第5条 地域共創センター長（以下「センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 センター長は、センターの運営をつかさどる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期の末日は、当該センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

4 センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 地域共創センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長が定める分掌事務を統括し遂行する。

3 センター長に事故があるときは、副センター長がその職務を代理する。

4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長の任期の末日は、当該副センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

5 副センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第7条 第4条に規定するもののほか、センターにアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、センターの業務に関し専門的な知見を有する学外の有識者からセンター長が推薦し、理事長が委嘱する。

3 アドバイザーは、センターの業務に対して助言指導を行う。

4 前各項に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、センター長が地域共創・研究推進委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 広島市立大学社会連携センター規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第108号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。